

**外部データセンターネットワーク  
(通信回線) 一式**

**仕様書**

平成29年5月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

## 目 次

### I 仕様概要説明

1. 調達の背景及び目的 .....	2
2. 契約期間 .....	2
3. 調達物品及び構成内訳 .....	2
4. 技術的要件の概要 .....	2
5. その他 .....	3

### II 調達物品に備えるべき技術的要件

1. 性能、機能に関する要件 .....	4
(1) 通信回線要件 .....	4
(2) ネットワーク設計 .....	4
(3) 品質要件 .....	5
2. 性能、機能以外に関する要件 .....	6
(1) 受注要件 .....	6
(2) 導入・設置作業 .....	6
(3) 運用管理・体制 .....	6
(4) 機密保持 .....	7
(5) その他 .....	7

## I. 仕様概要説明

### 1. 調達の背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）本部事務局及び全国51国立高専が接続している広域ネットワークと（以下「広域ネットワーク」という），財務会計システム，人事給与システム，ファイルサーバシステム等の機構全体で共通利用している基幹業務システムが稼働している外部データセンターとを結ぶ通信回線の調達を目的としている。

### 2. 契約期間

本調達における契約期間は、平成29年6月26日～平成30年3月31日とすることとし、本契約にかかる費用は平成29年7月1日より発生するものとする。

また、外部データセンターの所在地については、別紙「機密保持誓約書」を提出した応札希望業者のみに別途連絡する。

### 3. 調達物品名及び構成内訳

外部データセンターネットワーク（通信回線）一式

接続拠点 全1拠点（データセンター）

（詳細については、「II. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示す）

### 4. 技術的要件の概要

- (1) 本調達に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「II 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は機構が必要とする最低要件を示しており、性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、機構技術審査委員会において、技術仕様書その他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

## 5. その他

- (1) 提案する通信回線等は、原則として入札日時点で製品化（サービス提供）されていること。入札時点で製品化（サービス提供）されていない通信回線等により応札する場合には、技術的要件を満たすこと及び納入期限までに製品化（サービス提供）され納入できることを証明した書類を添付すること。なお、これらの成否は技術審査による。
- (2) 提案において、正確性、操作性、保守性、汎用性及び拡張性に十分配慮すること。
- (3) 提案書には次の項目を明確に記載すること。
  - ① 提案する回線のネットワーク構成図
  - ② 「II 調達物品に備えるべき技術的要件」の各項目に沿った技術仕様書
  - ③ 通信回線の構成（回線種類・速度の一覧）
  - ④ 通信回線のカタログ・データシート等
  - ⑤ 導入体制及び保守・サポート体制
  - ⑥ 導入スケジュール（応札希望者、既設通信機器の保守業者、当機構の3者の作業を明確にすること。）
- (4) 提案書においては、単に「できます」、「有します」等の提案では技術審査に支障をきたす為、提案する通信回線等が本仕様書の技術要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを技術的要件ごとに具体的、且つわかりやすく説明すること。またその為の資料等を添付すること。
- (5) 記載内容が不明確である場合は、有効な提案書とみなされないので留意すること。特に技術審査にあたって、提案根拠が不明確であったり、説明が不十分である等技術審査に支障をきたすと「技術審査委員会」が判断した場合は要求要件を満たしていないものとみなす。
- (6) 提案書には提案資料に関する照会先を明記すること。
- (7) 提案書の内容等に関して、ヒアリングや問合せを行う場合があるので提案事業者は対応すること。
- (8) 受注者は、開示を受けた情報及び知り得た情報のうち、一般的に公開している情報以外の情報について、守秘義務を負うこと。
- (9) 受注者は、契約締結後から導入完了までの作業計画書を作成し、当機構の承認を得ること。
- (10) 提案するにあたって、既存回線の配線ルートなど事前に現場調査を行うことが可能である。なお、現場調査を行いたい場合は、必ず当機構担当者に連絡し承認を得てから、各拠点の担当者立会いの上で行うこと。

## II. 調達物品に備えるべき技術的要件

### 1. 性能、機能に関する要件

#### (1) 通信回線要件

接続する通信回線仕様は、下記のとおりとする。

- ① 通信速度は、「ギャランティ一型 50Mbps 以上」であること。
- ② 既設通信機器(別添資料1参照)から通信回線利用に必要な機器等(終端装置等)に対して、イーサネットにて接続が可能であること。なお、この接続に必要なイーサネットケーブルは、受注業者側で用意する。

#### (2) ネットワーク設計

- ① プロバイダー契約を行い、インターネットに接続できるようにすること。また、インターネットVPNの接続が可能であること。
- ② プロバイダー契約の際、グローバル固定IPアドレスを「64個以上」取得すること。

#### (3) 品質要件

- ① 通信回線又はプロバイダー網のサービス品質保証制度「Service Level Agreement(以下「SLA」という)」として、次の項目の保証基準を設けており、証明できること。
  - (1) プロバイダー網における網内遅延時間の保証基準  
・月間平均値が「25ミリ秒 以下」であること。
  - (2) プロバイダー網における故障回復時間の保証基準  
・「1時間 未満」であること。
  - (3) プロバイダー網における故障通知時間の保証基準  
・「30分 以内」であること。
  - (4) プロバイダー網におけるパケット損失率の保証基準  
・1ヶ月間の総合平均パケットが「0.2% 以下」であること。

### 2. 性能、機能以外に関する要件

#### (1) 受注要件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク使用許諾、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISMS(ISO/IEC27001)の認証を受けていること。

## (2) 導入・設置作業

- ① 本調達の通信回線は、既設通信機器と接続し、広域ネットワークとの通信回線を構築すること。
- ② 回線利用に必要な工事等については、「平成29年6月23日」までに、既設通信機器の設定変更作業等は「平成29年6月24日から平成29年6月25日」の間に行い、このネットワーク上で稼働している、財務会計システム、人事給与システム、ファイルサーバシステム等が「平成29年6月26日」から利用できるようにすること。
- ③ 本調達の通信回線を敷設する際は、具体的な作業内容を当機構担当者または当機構担当者が指名する者に示し承認を得てから行うこと。
- ④ 通信回線利用に必要な機器等（終端装置等）については、当機構担当者または当機構担当者が指名する者が指定（建物、部屋、ラック内の設置位置など）する箇所へ導入・設置すること。なお、本調達の機器等（終端装置等）に必要な電源コンセントは、当機構で用意する。
- ⑤ 設置場所への導入・設置作業時には、当機構の施設等に損害を与えないように注意するとともに、当機構担当者または当機構の担当者が指名する者立会いの上で行うこと。万一施設等に損害を与えた場合は、受注者の負担により現行復帰すること。

## (3) 運用管理・体制

- ① 運用管理及び保守の責任分界点は、通信回線利用に必要な機器等（終端装置等）までとすること。
- ② 当機構担当者からの問い合わせに対する保守専用窓口（電話等）を設け、対応時間は平日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日～1月3日の年末年始を除く月曜日～金曜日）の「9：00～17：30」とすること。
- ③ 工事や故障等の情報を、ホームページ上で確認できること。
- ④ Ping 監視を行い、Ping エラーの検知時は電子メールで通知することができるこ
- と。
- ⑤ 一定期間内の回線使用状況等がわかるデータを定期的に提供でき、ホームページ上で確認できること。
- ⑥ 当機構担当者または既設通信機器の保守業者から、通信回線利用に必要な機器等（終端装置等）の設定情報の開示や、その他本調達の通信回線にかかる各種問い合わせがあった場合は、直ちに対応し回答を行うこと。

## (4) 機密保持

- ① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ② 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後において

も第三者に漏らしてはならない。

- ③ 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④ 機構本部が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構本部の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあっても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

## (5) その他

- ① 回線利用に必要なランニングコスト（回線使用料、終端装置使用料、プロバイダー使用料、保守など）の他に、回線敷設工事（配管等の付帯設備工事も含む）及び回線利用に必要な機器の搬入・設置・設定作業など、回線の敷設及び利用に関わる全ての費用を本調達に含めること。
- ② 回線利用のため、既設通信機器（別添資料1参照）の設定変更作業等が必要となる場合、これに関わる全ての費用は本調達に含めること。その際必要となる連絡先については、応札参加業者のみに別途連絡する。
- ③ 既設通信機器の設定変更作業等が発生した場合は、既設通信機器の保守業者に連絡すること。
- ④ 将来、通信回線速度の変更や移転等が必要となった場合、違約金が発生しないようすること。
- ⑤ 導入時に生じる梱包材等は、受注者が責任を持って引き取ること。
- ⑥ 引渡時、下記の完成図書（冊子3部）と下記全ての電子データを納品すること。また、内容については当機構担当者と協議の上で決定すること。
  - （1）ネットワーク設計書および構成図
  - （2）プロバイダー契約一覧およびグローバル固定IPアドレス一覧
- ⑦ 本調達について疑義が生じたとき、または、本調達に伴い機構と交わす契約書に定めのない事項については、当機構及び請負者の双方で協議のうえ決定すること。

## 既設通信回線／既設通信機器

別添資料1

拠点	既設通信回線の速度	既設通信機器
外部データセンター	ギャランティー型 50 Mbps	